

審議会等の会議の概要の記録

会 議 の 名 称	令和7年度 第1回甲州市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	令和7年7月8日（火） 午後7時～午後9時
開 催 場 所	甲州市役所2階 第1会議室
議 題	① 一般廃棄物の処理状況について（令和6年度） ② 一般廃棄物処理基本計画の見直しについて ③ その他
出 席 委 員	古屋 俊明委員、山縣 重人委員、瀧澤 康雄委員、平山 忠委員、 中村 道子委員、富岡 秀子委員、藤巻 眞史委員、桐原 五十鈴委員、 林 徳子委員
会議の公開又は 非公開の区分	公 開
会議を一部公開 又は非公開とし た場合の理由	
傍 聴 人 の 数	0人
審 議 概 要	別紙のとおり
事務局に係る事 項	甲州市役所環境課ごみ減量・リサイクル推進担当 TEL0553-33-4404
そ の 他	

1 閉 会

（事務局より開会の挨拶）

2 委嘱状交付

（事務局より委嘱状の交付）

3 役 員 選 出

（委員の互選により、会長を瀧澤委員、副会長を杉浦委員に任命）

4 議 事

司会：それでは、次第4の議事に入ります。甲州市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第12条第3項に「会長は会議の議長となる」と規定されていますので、瀧澤会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。瀧澤会長は議長席へお願いいたします。

議長：それでは、議事に入ります。(1)一般廃棄物の処理状況について(令和6年度)について、事務局より説明をお願いします。

（審議会の説明）

中村リーダー：カラー刷り資料「一般廃棄物処理基本計画と廃棄物減量等推進審議会」の3ページをご覧ください、本審議会の説明をさせていただきます。

1. 第8条をご覧ください。

こちらは、「甲州市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の第8条に基づき、審議会の設置が義務づけされております。

2. の委員構成は、ご覧の通りの構成となっており、この度委嘱をさせていただきました。続きまして、同じく、カラー刷りの1ページをご覧ください。

一般廃棄物処理基本計画について、説明いたします。

計画策定の趣旨は、1. の中段をご覧ください。平成22年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」について、ごみ処理に係る中長期・総合的な方向性を明らかにするとともに、ごみの減量化・再資源化に向けた目標値と市民・事業者・行政の役割を示し、ごみの減量化・再資源化を推進してきましたが、前計画が

令和元年度に目標年度を迎えることから、本市の一般廃棄物処理における今後10年間の指針として、本計画が策定されました。

次に、一般廃棄物処理基本計画の1ページの2の計画の位置づけをご覧ください。

本計画は、将来にわたって一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿であり、本市における一般廃棄物処理のマスタープランとなるものです。上位計画には、「第2次甲州市総合計画」、「甲州市環境基本計画」があり、国や県等の関連計画と整合を図るものとされています。下位計画には、「処理実施計画」等や「災害廃棄物処理計画」となっております。

また、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下廃棄物処理法という。）の規定に基づき策定するものです。なお、この計画は、中長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針を示しており、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）とで構成されています。以上が計画の概要です。

(議題説明)

それでは、議題にはいります。

(1)一般廃棄物の処理状況について(令和6年度)です。

同じくカラー刷りの「一般廃棄物処理基本計画と廃棄物減量等推進審議会」の2ページの4.の計画数値目標をご覧ください。

一般廃棄物処理基本計画では、

①ごみ減量化・再資源化として、

◇ごみ減量化率を令和11年までにごみの総排出量を平成30年度比で11%削減を指標としています。

◇リサイクル率を令和11年までに21%以上を指標としています。

◇最終処分率を令和11年までに3%を指標としています。

②生活排水処理率の向上として

◇生活排水処理率を平成30年度の68.4%から令和11年度は79%に上昇させるとあります。

令和2年度から令和6年度までの実績をもとに数値目標の達成状況や基本施策における目標に対し、実施している事業の取組みが適正であるかを分析する必要があります。

こうした、指標をもとに、まずは令和6年度の一般廃棄物の処理状況について、説明いたします。

【資料1の説明】

資料1の1ページをご覧ください。

甲府・峡東クリーンセンターのある組合からの数値が確定していないので、かっこ書きのところは、概算値を記しております。

はじめに「ごみの年間排出量」ですが、令和6年度は、前年度9,549tから275t減で、9,274tでした。目標値の

10,210tから936t下回りました。

リサイクル率は前年度21.4%から0.4ポイント下回り、21%でした。目標値の19%からは2ポイント上回りました。

最終処分率については前年度4.3%から0.3ポイント下回り、4.0%でした。

目標値の3.2%からは0.8%上回りました。

また、昨年の審議会でご意見をいただきましたので、一人1日あたりのごみ排出量をいれました。ご覧のとおり、令和2年度以降は右肩下がりになっていることがわかると思います。

資料1の1ページから6ページの令和6年度の取組み概要を、資料2に集約しましたので、そちらをご覧くださいながら、説明させていただきます。

【資料2の説明】

取組概要に対する評価をご覧ください。

年間総排出量は前年度から減少し、目標値を下回ることができました。

・ごみ分析結果から紙類・プラスチック類の割合や水分の割合が高いため、分別できるもの生ごみを減らす取り組みも必要と思われます。

・ごみの減量がゼロカーボンの実現につながることから、市民生活の変化に対応した啓発や各施策運用が必要となるため、今後も取り組みを強化します。

今後の方向性としては、

・家庭ごみの排出量は、分別指導や広報・ホームページ等を通じた周知等の影響で、6年間で最も減少することができた。今後ごみの減量化を図るとともに資源化の推進を徹底します。

・甲州市一般廃棄物処理基本計画の見直しに向けて、社会経済情勢や近隣市の実績等を分析し、ごみの年間総排出量、リサイクル率及び最終処分率の目標値を再検討します。

続きまして、資料1の2ページの基本施策は、基本方針に基づき、具体的取組みを示しております。

令和6年度につきましても、「安全・安心で健やかに暮らせる資源循環のまちづくりをめざした将来像」に向けて、基本方針を（Aのごみの発生抑制）と（Bの資源化の推進）に分類し、それぞれの基本目標を定めて具体的な取組みを実施しました。

これらの結果を踏まえて、評価した結果、令和7年度の方針を「今後の方向性」を示しております。

資料1の3ページをご覧ください。

Aのごみの発生抑制については、

(1)ごみの発生抑制・再使用を基本にした3Rの推進への7年度の取組みの方向性は、

・広報等による紙媒体による啓発とあわせてゴミ分別アプリの普及を促し、電子媒体による啓発にも努めてまいります。

・生ごみの水分除去等から始めるごみ減量に加えて、家庭用生ごみ処理機全般の普及促進に努めてまいります。

4ページをご覧ください。

(2)環境教育・普及啓発の充実への7年度の取組みの方向性は、

・今後も継続的に出前授業を通じて、学校で給食の食べ残しを減らすことが、廃棄するごみの抑制につながることを意識付けを図ります。

・環境学習イベント等を通じて、ゼロカーボンの取組みが、甲州市の環境保全に大きく影響すること、その取組みを甲州市が2050年実質ゼロに向けて取り組んでいることを伝えていく必要があります。

5ページをご覧ください。

(3)市民・事業者・行政の役割と明確化と実行への7年度の取組みの方向性は、

・ごみ分別アプリの登録推奨活動

・ごみと資源物の分け方、出し方についてホームページなどで対象品目とそれらの処理方法の周知に努めてまいります。

・引き続き、各関係機関や地域との連携を図ることにより、不法投棄に対する意識の向上を図り、不法投棄の未然防止に努めてまいります。

・策定した災害廃棄物処理計画で示した内容に基づき早期の整備の実現に向けて進めてまいります。また、水害による災害廃棄物の処理について未対応のため、併せて整備する必要があります。

6ページをご覧ください。

B 資源化の推進についての7年度の取組みの方向性は、

・ごみ分別アプリの登録推奨活動

・資源物分別の周知の中で、リサイクルの流れの分かりやすい説明やリサイクルに不適正分別の実物の展示をするなど、分別意識向上に向けて丁寧に行ってまいります。

・「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページ等において、引き続き処理困難物や家電リサイクル法等の対象品目の処理方法についての周知を図り、具体的な処分先やリサイクルルートを案内することが出来るような情報提供に努めてまいります。

以上の点を踏まえ、資料2の①～⑪で示しました令和6年度を取組を、令和7年度も継続し、その中で改善をしながら、事業を進めております。

ここからは、生活排水処理基本計画の内容となりますので、
上下水道課 下水道担当リーダーに説明を交替いたします。

桑原リーダー：上下水道課下水道担当の桑原と申します。よろしくお願いいたします。

まず、生活排水処理率の目標を達成するために必要な生活排水処理施設について、簡単に説明させていただきます。

一般廃棄物処理基本計画の44ページの3. 生活排水処理の処理主体、表2に関連する項目ですが、流域下水道終末処理施設は、笛吹市石和町にあります峡東浄化センターを終末処理場として、塩山・勝沼地区の市内下水道計画区域内を下水道による処理を行うものです。単独下水道終末処理施設は大和地区の下水道区域内を大和町鶴瀬にあります大和浄化センターを終末処理場として、下水道による処理を行うものです。大和地区につきましては、既に下水道整備を完了しております。

それに対し市町村設置型合併浄化槽は、下水道計画区域外を対象区域に、住宅所有者、または住宅着工者、住宅建築計画者を対象者として申請に基づいて、事業として合併浄化槽を整備し、設置後は、使用者から使用料をいただき、法定点検、定期点検、年1回の汲取り、不具合があれば修繕を行うものです。3事業全て、し尿及び生活雑排水を処理するもので、市の下水道事業として整備を行っています。

なお、生活排水処理率のうち合併処理浄化槽人口につきましては、下水道計画区域内外に民間設置された個別合併浄化槽と市設置型合併処理浄化槽を合わせた数字となっています（令和6年度末で2,026基、使用人口が4,560人おりまして、そのうち下水道事業で設置・維持管理している浄化槽が522基、1,361人。）。

それを踏まえまして資料1の7ページをご参照ください。令和6年度までの実績を含みました甲州市の生活排水処理率の6年間の推移になります。一般廃棄物処理基本計画56ページの8に記載がありますが、生活排水処理率については平成30年度の68.4%から、令和11年度は約79.0%に上昇させるとあり、この目標値を基準に令和6年度までの実績について報告します。

生活排水処理率は、目標値の74.2%から2.3ポイント増の76.5%と目標を達成することができました。今年度の取り組みとしましては、下水道未接続住民への戸別訪問・推進活動、下水道計画区域外に対しましては、市町村設置型合併浄化槽事業の説明、整備推進などを進めていきたいと考えています。

続きまして、資料1の8ページの基本施策に対する取組みをご覧ください。

「自然と共生する環境保全のまちづくりをめざした将来像」に向けて、基本方針をA水環境の保全とし、基本施策として、生活排水対策の推進など具体的な取組みを実施しました。その取組施策として、資料1の9ページにA水環境の保全について、令和元年度から令和6年度まで実施してまいりました。令和6年度の取り組みにつきましては、公共下水道整備事業につきまして、

面整備 2.26ha、整備延長は 309.41m を整備し、公共下水道処理区域面積は 696.4ha となりました。

市設置型合併浄化槽設置整備事業につきましては、目標を 30 基に対し 22 基の設置となりました。今年度の取り組みとしましては、引き続き、下水道区域内については下水道管渠の整備の推進、計画区域外につきましては、市設置合併浄化槽設置の推進を行ってまいります。以上になります。

瀧澤議長：何か質問やご意見はございますか。

山縣委員：リサイクルステーションの新設数が勝沼地区に少ない理由や現状をお聞きしたい。

中村リーダー：リサイクルステーションの設置場所として活用できる公共用地が少ないことが要因と思われます。

土屋課長：旧塩山市時代からリサイクルステーションの設置が進められているということもあり、塩山地域は多く設置されています。その中で勝沼・大和地区への設置を増やしていくよう取り組んでおり、毎年 1 つ設置をしている現状です。しかし、特に勝沼地区は設置数が少ないため重点的に取り組んでいきたいと思っています。ご不明点があれば区長会や地域への説明も行いたいと考えています。地域からも折衝をお願いします。勝沼地区は地区が細分化されていますので、3 地区ほどで 1 つのステーションを利用している地域もあります。複数地区で 1 つ設置できる公共用地を見つけていただければと思います。報奨金制度も充実しているため、設置について前向きにご検討いただければと思います。

山縣委員：隣の地区のリサイクルステーションを利用させてもらえないかという話も出ますが、反対意見も出てしまうため、区の中だけで完結できればいいなと感じています。

藤巻委員：勝沼地区はごみステーションが定まっていないところが多く、通り沿いが多い。収集場所に関しては市内で統一した方が良く感じています。

土屋課長：ごみステーションに資源物を出すことができるという点も関係しています。報奨金の関係もあるので、資源物はリサイクルステーションにまとめて出せるよう整備に関してご協力いただければと思います。

山縣委員：今回の件を区長会で話し、進めていきたいと思っています。

瀧澤議長：他にございますか。

平山委員：生ごみ処理機、コンポスターについて、昔は畑の中に設置するものだけであったが、現在はどのような製品がありますか。

中村リーダー：電気式のものもあります。これは炭素化する物で市の補助対象になっています。

山縣委員：どれくらいの申請がありますか。

中村リーダー：生ごみ処理容器は令和 6 年度が 25 基、令和 5 年度が 20 基という状況です。また、電動生ごみ処理機につきましては、令和 6 年度が 30 基、令和 5 年度は 18 基という状況です。

瀧澤議長：他にございますか。

富岡委員：私の地域にもゴミの分別をしっかりせずにごみステーションに出す方がいます。具体的には生ごみの水を切らずに出す方が多いように感じています。収集の方も大変でしょうし、夏場はカラスが悪さをします。私の自宅の前にもごみステーションがあるので、荒らされた場合は仕方なく片づけをしています。市からも区長を通して、ごみの出し方についての話をいただければと思います。

土屋課長：そういったお声を市役所の方でもたくさんいただいています。市もゴミ出しのルールを周知していきますが、委員の皆さまにも地域の方への周知にご協力いただけると助かります。

中村委員：私が所属する団体は、水切りに関しては何十年も前から取り組んでいます。周囲への啓発も行っていますが、なかなか浸透しないというのが現状です。水切りをすることが行政の経費節減に繋がるということは身をもって体験しています。私たちがこうして委員に任命されたということは、啓発活動をしなさいよという意味もあるんだと自覚しています。皆さんが所属する団体のイベント等で周知していただくということも重要だと感じています。

瀧澤議長：他にございますか。

林委員：何点かお伺いします。まずゴミ質分析結果の件です。個人情報を含む書類はリサイクルステーションへは出せませんので私は黄色い袋に入れてごみステーションへ出します。この分析の際に抽出されたごみ袋に個人情報の書類が含まれた場合、そういうことは考慮されているのかということが一点。

それから、今回基本計画を見直すということですが、この基本計画が計画だけで終わっていないかということを思います。これを市民の皆さんにどういう方法で伝えるか、伝え方がとても重要だと思います。計画が市民の方にどう伝わったら、ごみの減量に繋がっていくか。ゴミ質分析結果の数字の推移を見てみると、いつもあんまり変わらないですね。そこが私の思ったことです。

土屋課長：まず個人情報が外部に漏れることはありません。次にゴミ質分析の結果については、平成 30 年度と令和 5 年度・6 年度の検査時期が異なることもあり、厳密には比較対象にならない

ということがあるかもしれません。しかし、分析結果からもわかるように、いずれにしてもごみの大半が再資源化できる紙類やプラスチック製容器包装類だという結果が出ています。

藤巻委員：いかに分別を啓発することで、ごみを減らすことができるということですね。

林委員：わかりました。

中村委員：生ゴミも食べられるものを捨てている現状もあると思います。私たち主婦も含め、皆さんが食品ロスの問題を再認識してきちんと向き合わないといけないですね。県内の状況を聞くと、分別が進んでいない自治体もあります。そういうことを聞くと、甲州市は結構進んでいることは自覚しています。だけど、他県を基準にしましょう。厳しい言い方かもしれませんがまだ少し甘いかなというところもありますから、我々を含めてきちんと啓発して向き合うことをしなければいけないかなと思いますね。

瀧澤議長：他に質問、意見、要望ございますか。この議事の内容は議事録として公開することになっております。皆さん団体を代表されてきているわけですから、その団体がごみ処理に関してどういう要望を持ってるのか、そういうものを捉えていたら、それはどんどん出していただいた方がよろしいかなと思いますので、よろしくお願いします。

平山委員：1 ついいですか。甲州市指定の不燃物の袋を出す予定はありますか。

土屋課長：予定はございません。理由として、指定袋は単価が高くなってしまったためです。

藤巻委員：収集する業者からすると、指定袋があって中が見えるようになってた方がいいんですね。理由としては、リチウムイオン電池などの危険物が入っている場合、目視で確認ができるためです。

土屋課長：甲州市でも7月からリチウム蓄電池等の小型充電式電池の回収を始めましたので、その宣伝も含めて皆さまの団体にお伝えいただくと大変助かります。

瀧澤議長：資料1の令和7年度の取り組みの概要にリチウム蓄電池の内容が入っていても良かったですね。

土屋課長：取り組みの中に入れさせていただきます。

瀧澤議長：私の方からも質問よろしいでしょうか。家電リサイクル法の品目の処分について、資料のごみの総排出量の中に入っているんですか。

中村リーダー：入っていないです。

瀧澤議長：わかりました。もう一つ、環境省のごみに関する言葉の定義をみていくと、ごみの総排出量の中に自家処理量という言葉が出ているんですね。甲州市で言えばぶどうや桃の腐ったものとかを自分の庭や畑で処理したものですよね。これを推計量として出すようなことが環境省では記載されていたんですよ。甲州市では総排出量にこの推計量は入れていないですよ。

土屋課長：農業をやられてる方の製品として出せないものについては、事業系になるかと思うので、自家処理という点にはならないのかなと思ってます。

瀧澤議長：リサイクルステーションへの不法投棄対策として監視カメラを設置することを検討してもらえないですか。

土屋課長：行政から地域へ監視カメラをつけるようなお願いは、個人情報保護の観点から難しいです。管理をする区で対策をするのであれば、ダミーカメラを設置するというのも一つの方法かと思います。

林委員：リサイクルステーションの巡回、監視をシルバー人材センターに委託していますが、具体的にはどのようなことを委託していますか。

土屋課長：リサイクルステーションへ排出された不法投棄物に警告シールを貼り、排出した方に再分別を促すための巡回、監視を委託しています。

瀧澤議長：会議時間が長く経過しておりますので、他にご意見等がありましたら事務局に問い合わせください。

次に（２）一般廃棄物処理基本計画の見直しについて説明をお願いします。

中村リーダー：カラー刷りの「一般廃棄物処理基本計画と廃棄物減量等推進審議会」２ページ「３．計画目標年度」をご覧ください。この計画は、令和２年度を初年度とし、１０年間とし、計画目標年度は令和１１年度とします。また、社会情勢の変化や処理状況の動向を踏まえ、令和６年度を中間目標年度とし、令和７年度には本計画の中間見直しを行うものとするのとあります。

先ほど、冒頭で説明させていただきましたが、４で示してあります令和１１年度の計画数値目標の指標の見直しを本年度します。現在令和６年度の数値が確定しておりません。９月には確定しますので、順次計画の修正をしてまいります。そこで、資料３をご覧ください。

次回の審議会の開催を１２月３日にさせていただき、目標値や実績等を修正した計画を作成したものを会議前に送付しますので、現計画との確認をよろしくお願いいたします。説明は以上になります。

瀧澤議長：何か質問やご意見はございますか。

林委員：次回の会議が１２月ということですが、本日の会議で発言したことが計画にどう反映されるかを議論する時間が去年は無かったので議論する機会が必要だと感じています。

土屋課長：まず計画の素案を事前にお示ししますので、１２月の第２回会議で意見をいただければと思います。いただいた意見を基に第３回、第４回審議会を開催し意見集約したいと考えています。

瀧澤議長：他にございますか。

藤巻委員：この計画の数値は平成３０年度比で出ているが、計画は令和２年度からのものですので、令和２年度比にした方がわかりやすいのではないかと。また、ごみの減量化率については人口減少を考慮し、目標値についても少し高い目標を設定する必要があると感じています。

瀧澤議長：他にございますか。では、（２）一般廃棄物処理基本計画の見直しについては以上とさせていただきます。

瀧澤議長：次に（３）その他について、委員から何か質問やご意見はございますか。

瀧澤議長：事務局から何かございますか。

事務局：ありません。

瀧澤議長：それでは以上をもちまして議事を終了します。委員の皆様にはご協力ありがとうございました。

事務局：瀧澤会長ありがとうございました。 自席にお戻りください。

５ 閉 会

以上をもちまして「第１回甲州市廃棄物減量等推進審議会」を閉会といたします。閉会のことばを藤巻委員にお願いします。

（藤巻委員より閉会の挨拶）

以上で甲州市廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。
本日は大変お疲れ様でした